

人材紹介基本契約書

有料職業紹介業務委託者（甲）：

〇〇〇株式会社

有料職業紹介業務受託者（乙）：

フードスタッフ協同組合

業務委託契約書

委託者 〇〇〇株式会社 (以下「甲」という)と受託者 フードスタッフ協同組合 (以下「乙」という)(許可番号 13-ユ-310867)は、甲の人材採用に関し、甲が乙に人材の紹介を依頼することを目的として、次のとおり人材紹介基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

(目的)

第1条

本契約は、乙が甲に対し、甲の要望に基づき甲が必要とする人材を紹介することを目的とする。

(紹介の依頼)

第2条

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件(以下「求人条件」という。)ごとに、求人条件を明示する文書(以下「求人票」という。)を書面、電子メール、その他甲乙間で合意した方法により交付又は通知して、人材の紹介を依頼する。なお、求人票の内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき、又は必要な記載が欠けているとき等は、乙は求人票を受理しないことができる。

(紹介の内容)

第3条

乙は、求人条件に適合し得ると乙が判断した人材(以下「候補者」という。)のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材(以下「応募者」という。)を、甲に対して紹介する。

(関係法令の遵守)

第4条

乙は甲に人材を紹介するにあたり、又は甲が乙から人材紹介を受けるにあたって、甲乙それぞれ職業安定法及び労働基準法等関係法令の遵守に努めるものとする。

(求人内容の明示)

第5条

甲は乙に本契約に基づく業務の遂行に必要な職業能力、適性、技術、知識、その他職業安定法に定める次の各事項を通知し、乙は同事項を当該人材に書面をもって通知しなければならない。

- (1) 従事すべき業務の内容に関する事項
- (2) 労働契約の期間に関する事項
- (3) 就業の場所に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- (5) 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く)の額に関する事項
- (6) 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- (7) 必要とされる適性、能力、技術、知識等の程度、経験の有無に関する事項

(応募者の選定)

第6条

乙は、本契約に基づく業務の遂行に必要な資格、能力、知識、技術、技能、健康、経験等を有する人材を選定の上、甲に紹介するよう努めなければならない。

2. 乙は、応募者が決まり次第、甲にその旨通知しなければならない。

(選考・採用)

第7条

甲は、乙が第3条により紹介した応募者の選考を自らの責任で行ったうえ、適当と認めた場合には、自らの責任において当該応募者を労働者として採用する。この際、乙は甲に対し選考及

び採用について適宜必要な助言を行い、又は乙がなし得るその他の支援を行うものとするが、選考から採用までの過程について、乙は何らの責任を負わないものとする。本契約により、甲が応募者の採用を決定した場合、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2. 甲は、乙から紹介を受けた応募者の採用を決定し、当該応募者が内定を承諾した場合又は当該労働者が甲に入社（初日の勤務を開始することをいう。以下同様とする。）した場合には、その都度、乙に対して、直ちに内定通知書、内定承諾書、条件通知書（採用を決定した事実、内定を承諾した事実、入社した事実、年収の額を確認できる書面であれば、名称はこれらに限らない。以下「採用確認書類」と総称する。）その他乙が求める情報・資料を、書面または電子メールを利用する方法により提供することとする。

（委託者の義務）

第 8 条

甲は、乙が応募者を紹介した日より 1 年間は、当該応募者から求人票記載の職種と異なる職種の選考への応募があった場合には、直ちに乙にその旨を通知するものとする。

2. 甲は、乙が応募者を紹介した日より 1 年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、当該応募者と直接連絡を取ってはならず、直接連絡を取る場合には、事前に乙の了承を得るものとする。なお、甲は当該応募者の選考が終了し、不採用とした場合であっても、乙が応募者を紹介した日より 1 年以内に当該応募者を求人票記載の職種と同一または近似の職種において本契約に定める方法以外の方法により採用した場合には、直ちに前条第 2 項の情報・資料を乙に提供したうえ、第 12 条の定めに従い本契約に基づく人材紹介手数料（以下「紹介手数料」）を乙に支払うものとする。ただし、採用者が外国人の場合で採用にあたり在留資格が必要である場合には、当該採用者に乙が協力し当該採用者の在留資格を取得した場合に限り、本条を適用する。

（選考対象者の併願）

第 9 条

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを了承するものとする。

（応募書類に関する確認）

第 10 条 甲は、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があっても、乙は何らの責任を負わないことを確認するものとする。

（差別的な取扱の禁止）

第 11 条

甲は、乙から紹介される人材を採用するにあたり、その選考について、年齢、性別等、その他差別的な取扱を行ってはならない。

（紹介手数料の発生）

第 12 条

紹介手数料・就業サポート費用ともに成功報酬とし、本件業務を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ入社した時点で発生するものとする。

2. 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が採用者に対して発行した、採用決定通知書等の採用を証明する書面の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

（紹介手数料）

第 13 条

紹介手数料は 165,000 円（税込）とする。紹介手数料には候補者との面接設定、申請書類作成（労働局、税務署、年金事務所、市町村等からの公的証明書取得費用等を含む）、入社前の移動、市町村への転入手続等の手配を含む。

（紹介手数料の支払い）

第 14 条

甲は乙の請求する前条 1 項(1)の紹介手数料を、採用者の入社した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込支払うものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

2. 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 14%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

3. 甲は、応募者が甲の内定を承諾後で、かつ第 12 条 1 項の在留資格認定証明書の交付を受けビザ発給後に入国した後に、甲の都合で当該内定を取り消した場合（甲の働きかけにより応募者が自主退職した場合も含む）には、当該応募者は入社予定日に入社していたものとみなし、第 13 条(1)の紹介手数料の 30%を支払う義務を負うものとする。

（紹介手数料の返還）

第 15 条

採用者が甲に入社後 3 ヶ月以内に、自己都合により退職、または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で甲が第 13 条 1 項（1）に基づき支払った全ての紹介手数料を返還するものとする。

（1）入社後 1 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 70%

（2）入社後 2 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 50%

（3）入社後 3 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 20%

2. 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より 1 ヶ月以内に返還するものとする。

3. 当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況であっても、前項の返還を乙は免れることはできない。その場合は、乙から甲に対する新たな人材紹介契約の申込みとする。

4. 採用者に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、本契約第 16 条に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。ただし、次条 1 項(3)の行政庁等による命令処分が採用者の在留資格に関する処分であり、かつそれが甲の責に帰する事由でない場合は、この限りでない。

（不可抗力）

第 16 条

本契約上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

（1）天災地変等の自然災害

（2）暴動・内乱・戦争

（3）労働争議等

（4）行政庁等による命令処分

（5）法令の制定改廃

（6）交通機関の事故

（7）その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

（個人情報の保護）

第 17 条

甲及び乙は、業務上知り得た丙の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩、開示又は不正に利用してはならない。

2. 乙が甲に提供することができる丙の個人情報は、労働者派遣法の規定により派遣先に通知すべき事項に限る。

ただし、利用目的を示して、丙の同意を得た場合において法令上許されている範囲又は個人情報保護に関する法律等、他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

（求人条件等の開示・公開）

第 18 条

甲は、甲が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を公募するために乙または乙の業務提携先が運営、提供または指定するホームページ等において開示・公開することに、予め同意するものとする。但し、甲が開示・公開を希望しない旨を事前に乙に通知した場合はこの限りではない。

（候補者への開示・提供）

第 19 条

乙は、甲の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとする。但し、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に乙に通知した情報については、この限りではない。

- (1) 求人票のほか、甲から提供された情報
- (2) 乙が独自に収集した情報

(守秘義務)

第20条

乙は、本件業務の遂行により知り得た、甲及び取引先の業務上の秘密を他に漏らし又は不正に利用してはならず、選考対象者にもその遵守を徹底させなければならない。本契約又は個別契約終了後においても同様とする。

2. 乙は、本件業務の遂行により知り得た甲の役員、従業員等及び取引先の個人情報について、他に漏らし、又は不正に利用してはならず、選考対象者にもその遵守を徹底させなければならない。

3. 正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。

4. 本条の規定は本契約終了後においても有効とする。

(紹介を希望しない場合等)

第21条

乙は、甲が職業紹介を受けることを希望しなかった場合、または応募者を雇用しなかった場合には、応募者の求めに応じ、甲に対して、それぞれの理由について、書面の交付等で通知しなければならない。

甲から明示された理由を、乙は応募者に対して書面の交付等により開示するものとする。ただし、乙は無断で第三者に当該事由を開示してはならないものとする。

(損害賠償)

第22条

甲及び乙は、本契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害(間接的損害、逸失利益は除く)を賠償するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第23条

甲および乙は、自らまたは甲および乙の役員(実質的に経営を支配するものを含む。)、従業員等が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋など、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 甲および乙は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な方法による要求をすること
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いること
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲および乙の信用を毀損し、または甲若しくは乙の業務を妨害すること
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲または乙は、相手方が、前各項に違反した場合は、何らの催告を要することなく、本契約を含む甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。

4. 甲および乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害については、一切の責任を負わない。

(契約の解除)

第24条

甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合にはなんらの予告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (3) 財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。

- (5) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
(6) 親会社または重要な子会社が上記のいずれかに該当した場合。
2. 甲または乙が第1項により本契約を解除し損害が発生した場合には、本契約第22条に基づき、契約解除の原因をなす相手方に対し、その損害を賠償することができる。

(有効期間)

第25条

- 本契約の有効期間は、〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日までの1年間とする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。
2. 本契約期間終了時点において、紹介手数料の支払いが未処理の事項がある場合は、本契約の紹介手数料の支払いに基づき処理を行うものとする。
3. 本契約を中途解除する場合は、1ヶ月以上前の通知をもって足りるものとする。

(免責)

第26条

甲および乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者、応募者又はその他の第三者との間の紛争については一切の責任を負わないものとする。なお、何らかの理由により、乙が甲に対し損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償の額は、当該損害を生じる原因となった人材紹介に関して、甲から受領した紹介手数料の総額を限度とする。

(協議事項)

第27条

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき、疑義を生じた事項については、職業安定法及び労働基準法等関係法令に基づき、甲乙協議の上、円満に解決する。

(準拠法及び合意管轄)

第28条

- 本契約の効力、解釈等については、日本法が適用されるものとする。
2. 本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲および乙は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

以上、確認し承諾いたしました。
本契約書は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

委託者

所在地 〇〇〇
名称 〇〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇〇

印

受託者

所在地 東京都西多摩郡瑞穂町長岡四丁目29番地1
名称 フードスタッフ協同組合
代表者職・氏名 代表理事 高橋 光一郎

印